

**介護老人保健施設玉川すばる**  
**訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション 利用契約**

**(契約の目的)**

第1条 介護老人保健施設玉川すばる（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ適切な日常生活を営むことができるように、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元を連帯保証する者（以下「身元引受人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

**(適用期間)**

第2条 本契約は、利用者が介護老人保健施設玉川すばる訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション利用契約を当施設と締結した時から効力を有します。但し身元引受人に変更があった場合は、新たに契約を得ることとします。

2 利用者は前項に定める事項のほか、本契約、別紙の改定が行われぬ限り、初回利用時の契約をもって、繰り返し当施設の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を利用することが出来るものとします。

**(身元引受人)**

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること

② 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本契約上当施設に対して負担する一切の債務を極度額25万円の範囲内で、利用者と共に連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病・怪我等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但し書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

**(利用者からの解除)**

第4条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、契約に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

2 身元引受人も前項と同様に訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

## (当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、契約に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立（非該当）と認定された場合
- ② 利用者が介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）に入所された場合（短期入所を除く）
- ③ 利用者の症状、心身状態等が著しく悪化し、当訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）での適切な提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本契約に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者、身元引受人及びその親族等が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗等の犯罪行為、ハラスメント該当行為（物を投げる、蹴る、叩く、ひっかく、つねる、唾を吐く、服を引きちぎるなどの身体的暴行、怒鳴る、威圧的態度で文句を言い続ける、業務上必要かつ相当な範囲を超えた理不尽なサービス（介護保険外などの要求）、施設に落ち度がない事への謝罪の要求などの精神的暴力、必要もなく抱きしめる、体を触る、卑猥な言動を繰り返すなどのセクシャルハラスメント）により従業者の就業環境が害されること、その他利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合（以下の言動は「ハラスメント」ではありませんが、こちらの対応によって改善が見込めない場合には、上記③に該当となり、当施設からの解除に該当します。認知症等の病気又は障害の症状として現われた言動（BPSD等）。※BPSD…認知症の行動症状（暴力、暴言、徘徊、拒絶、不潔行為等）・心理症状（抑うつ、不安、幻覚、妄想、睡眠障害等）のこと（引用：厚生労働省「BPSD：認知症の行動・心理症状」）
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- ⑧ 利用者が亡くなられた場合

## (利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、契約に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの対価として、別紙の料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書を毎月15日に電子又は書面の郵送にて発送し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の27日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は原則口座振替といたします。但し、サービス利用開始日によっては、口座振替手続きが間に合わない場合、振込になる場合があります。その際、手数料は利用者負担となります。なお、口座振替の場合は振替日の前日までに指定口座にご入金ください。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対して、領収書を電子又は書面の郵送により交付いたします。原則として、再交付は致しませんので、大切に保管してください。

## (記録)

第7条 当施設は、利用者の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じま

す。但し、身元引受人その他の者に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

- 3 当施設は、身元引受人が第 1 項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第 1 項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

### **(秘密の保持及び個人情報の保護)**

第 8 条 当施設とその職員は、当施設の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人、若しくはその家族に関する個人情報の利用目的を別紙のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① 介護保険サービス利用の為の市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養の為の医療機関等への療養情報の提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- ③ サービス 提供困難時の事業者間の連絡、照会等。
- ④ 利用者が偽り、その他の不正行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
- ⑤ 利用者に病状の急変が生じた場合等の医師への連絡等。
- ⑥ 生命・身体の保護の為に必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

- 2 当施設は、あらかじめ文書により利用者及び身元引受人の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

### **(緊急時の対応)**

第 9 条 利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急連絡します。

### **(事故発生時の対応)**

第 10 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前 2 項の他、当施設は利用者の家族等利用者又は身元保証人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

### **(要望又は苦情等の申出)**

第 11 条 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスに対しての要望又は苦情がある場合、別紙 3「重要事項説明書」記載

の苦情申立機関に苦情を申し立てる事ができます。

- 2 当施設は、苦情の申し出があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に対して、要望又は苦情がある場合には、リハビリ部責任者にも申し出ることができます。
- 4 当施設は、利用者及び身元引受人が苦情申し出等をおこなったことを理由として何らの不利益な取扱いもいたしません。

#### **(賠償責任)**

第12条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は連帯して、当施設に対してその損害を賠償するものとします。

#### **(利用契約に定めのない事項)**

第13条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

#### **(サービスの中止)**

第14条 利用者がサービスの中止をする際には、すみやかに当施設までご連絡下さい。

また、利用者のご都合によりサービスを中止する場合には、利用前々日までに当施設に申し出るものとします。

## 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）について

### 1 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険者証を確認させていただきます。

### 2 概要

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、要介護者（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るために提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士の協議によって、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

## 介護老人保健施設玉川すばるのご案内

(令和3年4月1日現在)

### 1 施設の概要

#### (1) 施設の名称等

- ・ 施設名 介護老人保健施設玉川すばる
- ・ 開設年月日 平成18年7月1日
- ・ 所在地 〒158-0095 東京都世田谷区瀬田4丁目1番14号
- ・ 電話番号 (03) 5797-5525 FAX番号 (03) 5797-5530
- ・ 管理者名 菊地 宏久
- ・ 介護保険指定番号 介護老人保健施設玉川すばる (第1371207422号)

#### (2) 介護老人保健施設の目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

#### (3) 施設の職員体制(入所・通所・訪問合計)

- 管理者 1人 (医師兼務)
- 管理職 1人 施設管理に関するを行います
- 医師 1.56人以上 (常勤1人、非常勤5人) 利用者の診療・健康管理を行います
- 看護職員 14.8人以上 (常勤10人以上) 利用者の看護・介護を行います
- 介護職員 37.1人以上 (常勤25人以上) 主に利用者の介護や生活リハビリを行います
- 支援相談員 1.56人以上 (通所を含む) 主に利用の相談や社会的支援などを行います
- 理学療法士 8人 (通所・訪問リハを含む)
- 作業療法士 2人 (通所・訪問リハを含む)
- 言語聴覚士 1.1人 (通所・訪問リハを含む)

※理学療法士 作業療法士 言語聴覚士は身体機能の評価や、リハビリテーションの実施・指導を行います

- 管理栄養士 1人以上 利用者に対する栄養管理や、栄養指導を行います
- 介護支援専門員 1.56人以上 (常勤1人以上) 主に施設サービス計画に関する管理を行います
- 事務員 3人以上 施設管理に関することや、その他の庶務を行います
- その他

#### (4) 入所定員等 ・定員 156名

〈療養室〉 個室12室、 2人室12室、 4人室30室

#### (5) 通所定員 1日 50名

## 2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画の立案
- ⑤ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
- ⑥ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応）
- ⑦ 医学的管理・看護
- ⑧ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑨ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑩ 相談援助サービス
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ その他

\*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

## 3. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

### <協力医療機関>

名 称 財団法人 日産厚生会 玉川病院  
住 所 世田谷区瀬田4-8-1

名 称 独立行政法人 労働者健康安全機構 関東労災病院  
住 所 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1

名 称 医療法人社団 七仁会 田園調布中央病院  
住 所 大田区田園調布2-43-1

### <協力 歯 科>

名 称 二子玉川OM歯科クリニック  
住 所 世田谷区玉川3-36-13 エクセランビル1F

**介護老人保健施設 玉川すばる**  
**訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション 重要事項説明書**

**1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口**

**電話 03-5797-5525**

担当 リハビリテーション部（責任者：和田・三原）・事務室・相談室

※ご不明な点は、遠慮なくおたずねください

**2. ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について**

**(1) 事業の目的**

利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供を確保することを目的とします。利用者が要介護状態・要支援状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ適切な日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとします。

**(2) サービス種類と提供地域**

事業所名	介護老人保健施設 玉川すばる
所在地	東京都世田谷区瀬田4-1-14
介護保険指定番号 ・その他のサービス	1371207422 介護老人保健施設（入所）・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護・通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション(1357081474)・居宅介護支援(1371206333)
サービスを提供する地域	世田谷区

**(3) サービス提供可能な日と時間帯**

営業日 月曜日から土曜日、但し年末年始（12月30日から1月3日）は休日

提供時間 午前9時00分から午後5時30分

窓口時間 午前9時00分から午後5時00分

**3. 提供するサービスの内容と料金および利用料について**

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険の給付にかかる通常1割又は2割又は3割の自己負担分と保険給付対象外の費用を利用料としてお支払いいただく2種類が

あります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）毎に異なります。原則的に利用に際しては、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。

居宅支援サービス（介護予防サービス）計画は、利用者ご本人が作成することもできますが、「居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）」（居宅支援サービス（介護予防サービス）計画を作成する専門機関）に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設の担当者にご相談ください

## （１）保険給付の自己負担額（地域加算を含む）

### <訪問リハビリテーション>

#### \*訪問リハビリテーション費 342円（1回あたり）

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定訪問リハビリテーションを行った場合（1回20分以上指導を行なった場合に、1週に6回を限度）

#### \*高齢者虐待防止措置未実施減算 ▲1/100（1日あたり）

#### \*業務継続計画未策定減算 ▲1/100（1日あたり）

#### \*短期集中リハビリテーション実施加算 222円（1日あたり）

退院（所）日又は新たに要介護認定を受けてから起算して3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行なった場合（1週概ね2日以上、1日20分以上）

※リハビリテーションマネジメント加算（A）イから（B）ロまでのいずれかを算定していること。

#### \*リハビリテーションマネジメント加算（イ） 200円（1月あたり）

※リハビリテーション計画について、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がご利用者またはそのご家族に説明を行い、同意を得て、その内容等を医師に報告すること。

(1)リハビリテーションの内容や目標をリハビリテーション事業所の職員、その他関係者と共有するためのリハビリテーション会議を行い内容の記録を行うこと。（医師への共有はテレビ電話でも可）

(2)3ヵ月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、計画を適宜見直していること。

(3)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、ケアマネジャーに対して、リハの観点から有する能力、自立のための支援方法、日常生活の留意点等の情報を提供すること。

(4)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、ご利用者の自宅等を訪問し、ご利用者が利用する他の介護サービスの職員またはご家族に対して、リハの観点から日常生活の留意点、介護のアドバイス等を行うこと。

(5)医師から理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に対して、リハの目的とリハ実施に伴う指示があること（開始前・リハ中の注意点、リハ中止の基準、ご利用者にかかる負荷）

以上に関し、記録を残すこと。

#### \*リハビリテーションマネジメント加算（ロ） 237円（1月あたり）

リハビリテーションマネジメント加算（イ）要件に加え、利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

**\*リハビリテーションマネジメント加算を事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合 237円（1月あたり）**

**\*認知症短期集中個別リハビリテーション実施加算 267円（1週間に2回を限度）**

認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、その退院（所）日又は訪問開始日から3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行うこと。

**\*口腔連携強化加算 56円（1月あたり）**

事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号 C000 に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。

**\*診療未実施減算 ▲56円（1回あたり）**

事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合。

**\*退院時共同指導加算 666円（1回）**

病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導※を行った後に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算する。

**\*移行支援加算 19円（1日あたり）**

- (1) 評価対象期間においてリハビリテーション終了者のうち、指定通所介護等を実施した者の割合が、100分の5を超えていること
- (2) リハビリテーションの利用の回転率 12月/平均利用延月数 $\geq$ 25%であること
- (3) 評価対象期間中にリハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、リハビリテーション終了者に対して、電話等により、指定通所介護等の実施状況を確認し、記録すること
- (4) リハビリテーション終了者が指定通所介護等の事業所へ移行するにあたり、当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供すること

**\*サービス提供体制強化加算（I） 7円（1回あたり）**

指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数7年以上の者がいること。

**\*サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 4円（1回あたり）**

指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数3年以上の者がいること。

**<介護予防訪問リハビリテーション>**

**\*介護予防訪問リハビリテーション費 331円（1回あたり）**

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定訪問リハビリテーションを行った場合（1回20分以上指導を行なった場合に、1週に6回を限度）

**\*高齢者虐待防止措置未実施減算 ▲1/100（1日あたり）**

**\*業務継続計画未策定減算 ▲1/100（1日あたり）**

**\*短期集中リハビリテーション実施加算 222円（1日あたり）**

◎退院（所）日又は要支援認定日から起算して1月以内の期間に行なわれた場合は1週につきおおむね2日以上、1日当たり40分以上。

◎退院（所）日又は要支援認定日から起算して1月を超え3月以内の期間に行われた場合は1週につきおおむね2日以上、1日当たり20分以上実施する場合。

**\*口腔連携強化加算 56円（1月あたり）**

事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。

**\*診療未実施減算 ▲56円（1回あたり）**

事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合。

**\*介護予防訪問リハビリテーション12月超減算**

**<減算なし>**

3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録するとともに、利用者の状態の変化に応じ、リハビリテーション計画を見直していること。

・利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

**<減算あり>**

上記を実施しない場合 ▲34円（1回あたり）

**\*退院時共同指導加算 666円（1回）**

病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導※を行った後に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算する。

**\*サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 7円（1回あたり）**

指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数7年以上の者がいること。

**\*サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 4円（1回あたり）**

指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数3年以上の者がいること。

**（2）その他の費用について**

**\*交通費**

- ①事業所から片道15km未満 100円
- ②事業所から片道15km以上 200円

**\*キャンセル料**

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください（連絡先：電話03-5797-5525）

時 期	キャンセル料
サービス利用日前日まで	無 料
サービス利用日の当日	利用者負担の100%

※当日訪問時、もしくはご自宅へ向かっている最中に、私用でのキャンセルの場合には、キャンセル料が100%となります。

\*サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用は利用者（お客様）の別途負担となります

## 4. 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

### (1) 利用料、その他の費用の請求

ア 利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。

イ 請求書は利用明細を添えて利用月の翌月15日に発送し、利用者へお届けいたします

### (2) 利用料、その他の費用の支払い

ア 毎月の請求書の内容を照合して頂き、請求月の27日に口座振替にてお支払い下さい  
(金融機関休業日はその翌日)

イ お支払いを確認しましたら必ず領収書をお渡しますので、必ず保管をお願いします

※利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から30日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いただくことになります。また連帯保証人は、本契約に基づき利用者が事業所に対して負う債務につき、契約時の利用料3ヶ月分を限度として利用者と連帯して履行の責務を負う事とします。

## 5. 秘密の保持と個人情報の保護について

### (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

個人情報の保護について事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

## 6. ハラスメント対策

事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

事業所は、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業所の責務を踏まえてハラスメント対策に取り組みます。

利用者及び家族が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

## 7. 高齢者虐待防止の推進

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し研修を実施する等の措置を講じます。

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。(1)虐待防止に関する責任者を選定しています。虐待防止に関する責任者(リハビリテーション部理学療法士・和田哲弥)(2)成年後見制度の利用を支援します。(3)苦情解決体制を整備しています。

## 8. 身体的拘束等の適正化の推進

事業所は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、事業所管理者又は施設長が判断し、利用者の安全の為に行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

## 9. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定します。

当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

## 10. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

利用者の主治医	
所属医療機関名称	
主治医 所在地及び電話番号	
緊急連絡先の家族等	
住所及び電話番号	

## 11. サービス提供に関する相談、苦情について

### 【事業者の窓口】

名 称 介護老人保健施設玉川すばる

所 在 地 東京都世田谷区瀬田4丁目1番14号

電話番号 03-5797-5525 ファックス番号03-5797-5530

受付時間 月～土 午前9時00分～午後5時00分

【区市町村の窓口】

名 称 世田谷区役所介護保険課  
所 在 地 世田谷区世田谷 4-21-27  
電話番号 03-5432-1111 (代表)

【公的団体の窓口】

名 称 東京都国民健康保険団体連合会  
所 在 地 千代田区飯田橋3-5-1 (東京区政会館11階)  
電話番号 03-6238-0011 (代表)

介護老人保健施設玉川すばるを利用するにあたり、訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション 利用契約、別紙1、別紙2、及び別紙3（重要事項説明書）を受領し、利用約款に基づき、重要事項に関するこれらの利用者負担に関して、担当者による説明を受けました。その内容を十分に理解し、介護老人保健施設のサービスを利用した場合に、これらの対価として施設の定める料金を支払うことに同意すると共に、本契約を同意・締結します。

令和 年 月 日

(利用者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話 \_\_\_\_\_

(身元引受人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(事業者) 所在地 世田谷区瀬田4-1-14 \_\_\_\_\_

医療法人社団 白寿会

事業者名 介護老人保健施設 玉川すばる

代表者氏名 理事長 和田 博美 印